

# 知って得する支援制度

市町村	対象者	内容	交付金額
甲府市	まちなかエリアの空き家の購入者または貸主	空き家の修繕、補修等に対する助成	経費の1/3 (上限30万円) ※購入者が子育て世帯又は新婚世帯の場合は上限額50万円
	まちなかエリアで家賃を支払っている子育て世帯または新婚世帯	民間賃貸住宅の入居者に対する家賃補助	家賃の1/2 (上限2万円/月 最長36ヶ月間)
富士吉田市	新婚世帯	市内賃貸住宅に入居する新婚世帯への奨励金支給	20万円
	中古住宅に入居する転入世帯	空き家バンクの住宅物件に入居する転入世帯への奨励金支給	20万円
	バンク利用者(店舗借主)	空き家バンク物件利用に対する家賃補助(店舗)	2万円/月 (最長24カ月)
	転入もしくは以前に市が規定する奨励金を受けており住宅を取得した者	新築/中古住宅購入に対する補助	取得価額の1/10以下 (50万円~110万円)
	転入し月10日以上遠距離通勤をしている者	遠距離通勤に対する補助	1万円/月 (最長24カ月)
	転入し月10日未満の出勤でテレワークをしている者	テレワーク勤務に対する補助	1万円/月 (最長24カ月)
	バンク利用者(買主・借主)	バンク登録物件改修費に対する補助	経費の1/2 (上限50万円)
都留市	バンク物件登録者(貸主)	リフォームに係る費用を補助	経費の1/2 (上限50万円)
	バンク利用者(買主)	都留市に5年以上定住する意思のある者が自ら居住する目的で空き家を購入する場合の購入費補助	都留市民：経費の1/4(上限30万円) 転入者：経費の1/2(上限30万円) 転入者加算：若年夫婦10万円 子供一人につき10万円
	市外から転入し、住宅の購入、新築、建替え、増減築、改築、又は改修をした者	住宅取得：最大30万円 土地取得：10万円 加算 市内業者施行：最大30万円 加算 他子育て世帯加算等有	
	建物所有者	昭和56年5月31日以前に着工された木造戸建て住宅で、都留市木造住宅耐震診断支援事業の結果、総合評価が1.0未満の住宅が耐震改修及び建替えを行う場合、耐震改修設計及び耐震改修工事、新築の設計及び建替え工事の費用を補助	上限100万円
	市営住宅へ入居する新婚世帯・子育て世帯	市営住宅へ新規に入居する新婚世帯・子育て世帯に対し、家賃の一部を助成	実質家賃の1/2以上かつ一月あたり上限2万円 (最大36月)
	遠距離通勤(75km以上)をする者	都留市に住所を有し、鉄道を利用して遠距離通勤する者に対する補助(最大3年間)	1万円/月 (富士急行利用5千円/月加算)
	遠距離通学(75km以上)をする者	都留市に住所を有し、県外の大学等に鉄道を利用して通学する者に対する補助	1万円/月
山梨市	バンク利用者(買主・借主)	住宅リフォーム補助金(空き家バンクでの成約者を対象に交付、市内業者利用など条件あり)	経費の1/10 (上限10万円)
	バンク物件登録者(売主・貸主)	空き家提供奨励金(空き家バンクでの成約時に奨励金を交付、物件に対して1回の奨励金のみ)	10万円
	バンク物件登録者・利用者(売主・貸主・買主・借主)	空き家解体工事補助金(空き家バンクで成立した物件であり、市内業者利用など条件あり)	20万円 (100万円以上の工事の場合)
大月市	バンク物件登録者(売主)	大月市空き家バンクに物件登録し、売買の成約に至った際の奨励金	3万円
	バンク利用者(買主)	空き家の安全性、居住性、機能性等を維持又は向上させるために行う修繕、補修、取替え費用に対する補助	経費の1/2 (上限10万円)
	大月市内の中古住宅を取得した者	中古住宅を取得した者に対する助成	上限20万円 (加算型)
	大月市内の新築住宅を取得した者	新築住宅を取得した者に対する助成	市内申請者：上限120万円(加算型) 市外申請者：上限150万円(加算型)
	賃貸住宅に入居する新婚世帯	賃貸住宅に入居する新婚世帯への家賃助成	上限1万円/月 (最長24ヶ月間)
韮崎市	賃貸住宅に入居する転入子育て世帯	賃貸住宅に入居する転入子育て世帯への家賃助成	上限1万円/月 (最長24ヶ月間)
	バンク物件登録者(売主・貸主)	空き家バンク物件成約に対する奨励金	10万円
	バンク物件登録者・利用者(売主・貸主・買主・借主)	安全性、居住性、機能性等の維持または向上のために行う修繕などに関わる工事に対する補助	経費の1/2 (上限100万円)
	バンク物件登録者・利用者(売主・貸主・買主・借主)	使用されず残置された状態の電化製品(家電リサイクル法の特定期間廃棄物は対象外)、家具、食器、その他の家財道具の処分費に対する補助	経費の1/2 (上限10万円)
	定住促進住宅入居者	市外に1年以上居住されていた方が定住促進住宅に入居する場合、入居日より2年間の家賃を助成	上限1万円/月

市町村	対象者	内容	交付金額
韮崎市	若者定住者	市外から市内事業所への就職に伴い、市内の民間賃貸住宅に入居する45歳未満の定住者に家賃の半額を最長2年間助成	上限2万円/月
	バンク物件登録者(売主・貸主)	登記関係経費を補助	上限10万円
	バンク利用者(買主・借主)	仲介手数料・引越し費用を補助	上限10万円
南アルプス市	バンク物件登録者・利用者(売主・貸主・買主・借主)	新規出店準備費用・店舗賃料・改修費等の補助	対象経費の1/2以内 上限5万円~50万円
	夫婦の合計年齢が70歳以下の若者世帯	市内に住宅及び土地を購入した若者世帯に対する奨励金(中古物件は対象外)	経費の1/2 (上限100万円) 20万円 (1子又は2子の場合は30万円、3子以上の場合は50万円)
	令和3年1月1日以降に婚姻届を提出した夫婦(ともに39歳以下で、合計所得が400万円未満)	住宅取得費、家賃、引越し費用を補助	上限30万円
北杜市	バンク物件登録者(売主・貸主)	清掃費や改修費に対する補助(改修費は貸主のみ対象)	経費の1/2 (上限20万円)
甲斐市	バンク物件登録者・利用者(売主・貸主・買主・借主)	空き家バンクに登録された物件の所有者もしくは利用者が居住部分のリフォームを行う際に補助(市内業者利用などの条件あり)	対象経費の1/2 (上限100万円)
	住宅地区改良法施行規則に基づく住宅の不良度の評価が100点以上である市内の住宅を防除する所有者	老朽化が激しい空き家等の除却工事費用の一部を補助	工事費用の2分の1 (上限50万円)
笛吹市	バンク物件登録者(売主・貸主)	新生活を始める新婚世帯に対して、新居の購入費、家賃、引越し費用などの一部を助成	上限30万円
	新たに住宅を取得する子育て世代	新築・中古物件購入に対する補助	経費の1/2 (上限20万円)
上野原市	バンク物件登録者・利用者(貸主・借主)	空き家・空き店舗バンクに登録されている賃貸物件をリフォーム又は残置物処分する場合、所有者又は賃借者に補助金を交付	経費の1/2 (上限：残置物処分10万円、リフォーム工事40万円)
	新たに住宅を取得等して移住する者	新築、中古物件購入、大幅な増改築等に対する補助(10年間以上1,000万円以上の借入れをした場合)	基本額：50万円 加算額最大：50万円
甲州市	バンク物件登録者(売主・貸主)	残置する家財道具の処分や住宅の清掃に要した費用の一部を補助(作業内容によっては業者の指定あり)	経費の1/2 (上限20万円)
中央市	バンク物件登録者・利用者(売主・貸主・買主・借主)	中央市空き家バンクに登録された物件の、リフォーム工事または家財等の処分費用を補助	経費の1/2 上限：リフォーム20万円 家財処分5万円
	夫および妻のいずれも満40歳未満の夫婦又は満40歳未満である親が世帯主であって、中学3年生以下の子と同居しているひとり親家庭	住宅を新築または建売住宅を購入する費用を補助(令和4年4月から内容拡充予定)	新築して転居：上限25万円 新築して転入：上限50万円 (令和4年4月から内容拡充予定)
市川三郷町	バンク物件登録者・利用者(売主・貸主・買主・借主)	契約成立した物件に対し、改修工事や家財道具等処分を行う(行った)場合、補助金を交付	改修工事：経費の1/2(上限100万円) 家財処分：上限10万円
	夫婦いずれかが満40歳以下の世帯で、町内に住宅を取得した者	補助金を交付	①住宅取得：50万円 ②小学生以下の子一人につき10万円(上限20万円) ③取得した住宅に入居する前の住所が市川三郷町外の場合：10万円 ④軽自動車の車検証の住所並びに使用者の本籍地を市川三郷町に変更した場合：2万円(一人1台まで)
	令和3年4月1日以降に婚姻届を提出した夫婦(ともに39歳以下で、合計所得が400万円未満)	家賃・引越し費用を補助	上限30万円 (住居費と引越費用を合計した額・1世帯あたり)
身延町	移住者	新築住宅祝金(町内に建築した新築住宅に定住する移住者への祝金)	50万円(子ども加算あり)
	移住者	新築住宅祝金(町内の分譲地に新築住宅を建築し定住する移住者への祝金)	100万円(子ども加算あり)
	身延町民	新築住宅祝金(町内に建築した新築住宅に定住する身延町民への祝金)	50万円
	バンク利用者(買主)	住宅購入祝金(中古住宅を購入して定住する移住者への祝金)	20万円(子ども加算あり)
バンク利用者(借主)	引越祝金(中古住宅を賃貸して定住する移住者への祝金)	10万円	

※支援制度の情報は令和4年1月1日現在の情報になります。  
※支援を受けるには条件が定められております。詳細は各市町村にお問い合わせ下さい。